

## my door OSAKA のあり方検討支援業務 に係る企画提案公募要領

個人に合わせた最適な情報発信やオンラインによる行政手続等の機能を有する大阪総合行政ポータル「my door OSAKA (マイド・ア・おおさか)」の今後の実施計画・方針等の検討を目的に「my door OSAKA のあり方検討支援業務」を実施する。

本業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

※本公募は「令和8年2月定例府議会大阪府一般会計予算」が可決され、本業務に係る予算が成立した場合にのみ事業化される停止条件付きの公募であり、本業務に係る予算が成立しない場合は、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しない。

### 1 業務名

my door OSAKA のあり方検討支援業務

#### (1) 業務の趣旨・目的

大阪府では、個人に合わせた最適な情報発信やオンラインによる行政手続等の機能を有する大阪総合行政ポータル「my door OSAKA (マイド・ア・おおさか)」を構築し、令和6年度よりサービス提供を開始した。令和7年度現在、堺市、岸和田市、豊中市及び羽曳野市においてサービス提供が行われており、令和8年度以降数団体の追加参画が予定されている。

本業務では、現行の my door OSAKA が提供する機能やサービスと市町村課題や要望等のニーズとの親和性、マイナポータルを始めとする国等が提供する同種のサービスの動向等を収集・分析し、令和10年度以降の1.) 対象経費(初期費・ランニング)、2.) 負担の考え方(人口比例他)、3.) 負担額想定、4.) メリットデメリット、5.) 負担額の妥当性を明確にした共同利用のパターンを想定し、それぞれの効果と実現可能性を検証したうえで、my door OSAKA の方針を示し、その活用・参画について市町村の意向をとりまとめることを目的とする。

また、方針を進めるための必要な工程及び費用等、次工程の中長期的な計画をあわせて本業務において策定する。

#### (2) 業務概要

別紙「仕様書」のとおり

#### (3) 委託上限金額

35,200千円(税込)

### 2 スケジュール

令和8年2月20日(金) 公募開始

令和8年3月2日(月) 質問受付締切

令和8年3月19日(木) 提案書類提出締切

令和8年3月下旬頃 選定委員会

令和8年4月以降 契約締結・業務開始

### 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の代表構成員が有していればよい。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) スマートシティ分野におけるデジタルサービスの取組推進に関する、国、都道府県又は市町村と締結した契約について、令和 2 年 4 月 1 日からこの告示の日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有すること。（共同事業体の 1 社として参画した契約を実績とすることも可能であるが、併せて当該契約における役割、担当業務範囲等を明確に示すこと。）

(7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げ

る措置要件に該当する者でないこと。

(8) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

(9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

#### 4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおり。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

公募開始日から令和8年3月19日（木）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府スマートシティ戦略部 戦略推進室戦略企画課 戦略事業推進グループ

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎34階

電話番号：06-6210-9067

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、戦略企画課ホームページ

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o060020/senryaku\\_js/000002.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o060020/senryaku_js/000002.html)）よりダウンロード

することができる。（郵送による配布は行わない。）

エ 受付期間

公募開始日から令和8年3月19日（木）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参すること。（郵送による提出は認めない。）

カ 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 応募書類

**それぞれ指定する必要部数を提出すること。**

正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。

応募書類一式は、電子媒体（CD-R等へ保存したもの又は電子メールへの添付）でも提出すること。（正本だけでなく、副本についても電子データを提出すること。）

電子メールで提出する場合、1回の送付容量を9MB以内とすること。

電子メールは、アドレス：senryaku-js@gbox.pref.osaka.lg.jpで受け付ける。

表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

（記入例）「my door OSAKAのあり方検討支援業務」企画提案書 株式会社〇〇（法人名）

**副本（表紙及び背表紙含む）には個人名、企業名、社章など応募者が特定できる内容を記入せずに（又は黒塗りの状態で）提出すること。**

<応募書類一式>

ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本5部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本5部）

ウ 事業実績申告書（様式3：正本1部、副本5部）

エ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式4：1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式5：1部）

③ 委任状（様式6：1部）

④ 使用印鑑届（様式7：1部）

オ 誓約書（参加資格関係）（様式8：1部）

カ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること。）

キ ①法人登記簿謄本の原本（1部）

・法人の場合に提出

・発行日から3カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

・個人の場合に提出

・発行日から3カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

・個人の場合に提出

・発行日から3カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ク 納税証明書の原本（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ （1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

コ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要とし、到達を確認できる書類を併せて提出すること。）
- ・報告義務のある方のみ提出すること。
- ・常時雇用労働者数が40人未満の場合「障がい者の雇用状況について」（様式9：1部）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

- ア 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 書類提出後の差し替えは認めない（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

## 5 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年3月2日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

(2) 提出方法

電子メール（senryaku-js@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付ける。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をすること。

イ 質問への回答は戦略企画課ホームページ

（[https://www.pref.osaka.lg.jp/o060020/senryaku\\_js/000002.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o060020/senryaku_js/000002.html)）に掲示し、

個別には回答しない。

## 6 審査の方法

### (1) 審査方法

- ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。
- イ 審査は、書類審査にて行う。
- ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中50点以下の場合は採択しない。  
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(次項へ続く)

(2) 審査基準

審査項目 (大)	審査項目 (小)	審査基準	配点(点)
業務遂行能力	業務スケジュール 体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実現可能なスケジュールが示されていること。</li> <li>・効果的に進める上での工夫やマネジメント手法等が示されていること。</li> <li>・事業実施可能な体制及び人員を備えていることが示されていること。</li> <li>・業務責任者及び業務従事者の保有資格や実績等が具体的に示されていること。</li> <li>・業務実績等のノウハウを有していることが示されていること。</li> </ul>	15
業務内容に関する提案	基礎調査と分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行my door OSAKAの機能を分解し、その有用性についての評価を行う際の視点を提案すること。</li> <li>・府内市町村に対する現行my door OSAKA評価調査の観点と調査項目を提案すること。</li> <li>・マイナポータルの動向、スマホネイティブアプリの動向の理解を示し、my door OSAKAとの機能、サービスの共用又はすみ分けについての考え方について提案すること。</li> <li>・市民IDや住民ポータルに関する事例調査にて候補とする事例を示し、my door OSAKAと対比し評価するうえでの有用性について提示すること。</li> <li>・本業務に資する国の動向、自治体DX、国内外のIT関連製品及び技術動向についてどのような観点で抽出し、助言を行うかについて提案すること。□</li> </ul>	20
	市場調査と分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場調査及び分析の進め方や手法及び内容（調査項目、調査方法、対象システム範囲、サンプル数等）について、独自のノウハウや知見を活かして具体的に提案すること。</li> <li>・ID基盤（マイナンバー連携を含む）、ポータル機能及びデジタル通知を必須の機能と想定しているが、その想定を妥当と考える場合はその理由を、追加で必要と考える機能がある場合はこれを提案すること。</li> <li>・電子申請、施設予約、給付事業、キャッシュレス決済機能等を提供するアプリケーションは各市町村の意向により提供可能なサービスとする想定であるが、その想定を妥当と考える場合はその理由を、追加で必要と考える機能・サービスがある場合はこれを提案すること。</li> <li>・過去に同種同規模の調査を実施した実績がある場合、その概要とともに示すこと。</li> </ul>	10
	my door OSAKAの方針（案）の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「更改、共同化の効果、実現可能性検討」では、1.対象経費（初期費・ランニング）、2.負担の考え方（人口比例他）、3.負担額想定、4.メリットデメリット、5.負担額の妥当性を明確にした共同利用のパターンのうち、実現性の高いと考えられるパターンを複数抽出し、提示することを求めているが、その方法を妥当と考える場合はその理由を、追加で必要と考える調査項目がある場合等はこれを提案すること。</li> </ul>	20
	市町村との協議運営支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内市町村からmy door OSAKAに対する意見、要望等を収集することを中間報告前に実施することを想定しているが、意見、要望等の収集の方法及びとりまとめの観点について提案すること。</li> <li>・方針（中間報告）（案）の部会了承から府内43市町村への説明と参加意向の調査のプロセスを具体的に示すとともに、留意事項や円滑な実施に資する追加の提案がある場合は、妥当性及び有効性について十分な説明とともに明示すること。</li> </ul>	20
障がい者雇用	ハートフル制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業全体において、常用労働者 40 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 40 人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。</li> <li>※共同企業体の場合は、構成員全ての企業において上記人数を雇用していることを加点の要件とする。</li> </ul>	5
価格点	価格	価格点の算定式 $10点 \times \text{提案価格のうち最低価格} / \text{自社の提案価格}$ ※上記算定式をもって算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入	10
合計			100

### (3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を戦略企画課ホームページ

([https://www.pref.osaka.lg.jp/o060020/senryaku\\_js/000002.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o060020/senryaku_js/000002.html)) において公表する。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない。

#### ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

\* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

#### ② 全提案事業者の名称 \* 申込順

#### ③ 全提案事業者の評価点 \* 得点順 内容は①に同じ

#### ④ 最優秀提案事業者の選定理由 \* 講評ポイント

#### ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

#### ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

### (4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとする。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結する。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式10）を提出すること。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しない。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
  - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
  - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
  - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

## 9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。